

一般財団法人新製剤技術とエンジニアリング振興基金定款

第1章 総則

(設立の趣意)

第1条 この法人は、高嶋武志が事業を通じ、製剤技術の発展を願望し、又、病死した身内の看病経験を経て、アンメットメディカルニーズが少しでもなくなることを願い、設立者自身の財産の一部を拠出して設立するものであり、設立者は今後、「新製剤技術とエンジニアリングを考える会(以下NPTEと呼ぶ)会長川嶋嘉明」の協力を得て、「製剤開発」、「製剤技術」、「製剤プロセスエンジニアリング」の発展に寄与する顕著な研究業績をあげた個人もしくは研究グループを選び、毎年NPTEが主催する「技術講演会」に於いて「パーティクルデザイン賞」(以下PD賞と呼ぶ)として表彰し、副賞としての賞金を本基金から提供し、「製剤開発」、「製剤技術」や「製剤プロセスエンジニアリング」の発展を期するものである。更に、若手製剤技術研究者の育成を計る事業として、海外留学の為の渡航費及び研究費の一部を助成する。

(PD賞授賞及び若手研究者の研究助成の金額、応募と選考)

第2条 PD賞授賞の副賞及び若手研究者の研究助成の奨学金の金額、応募と選考方法の詳細については、別途附則として定め、NPTEのHP等に記載、公告し、更には各大学研究機関及び製薬会社研究所宛に趣意書を送付して広く趣旨を伝える。

(名称)

第3条 この法人は、一般財団法人新製剤技術とエンジニアリング振興基金と称する。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市北河原五丁目5番5号に置く。

第2章 目的

(目的)

第5条 この法人は、NPTTEのアドバイザリーコミッティーの委員より「製剤開発」、「製剤技術」や「製剤プロセスエンジニアリング」の発展に顕著な貢献が認められるとの評価を受けた、発見、発明、開発、技術革新等に対し、本財団の理事会の合意を得て毎年最大2件表彰する事により、「製剤開発」、「製剤技術」や「製剤プロセスエンジニアリング」の発展に寄与すると共に若手製剤技術研究者の海外留学関連費用を年2回(前期後期夫々最大2名)助成する事により、製剤に携わる若手研究者の育成支援の事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的とする。

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の拠出、その価額及び基本財産)

第6条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 高嶋 武志

住 所 兵庫県宝塚市仁川高台1丁目8番47-103号

拠出財産及びその価額 現金10,000万円

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産のうち、金500万円及び評議員会において議決した財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員6名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 収支予算（事業計画を含む）の承認
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
 - (6) 財産目録の承認
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項（4）（5）（6）についてはあらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得る事とする。

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第 17 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わる

ことができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分又は除外の承認

- (2) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内

- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、専務理事を1名置くことができる。

- 3 代表理事以外の理事のうち、専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。但し、各理事について、その理

事及びその理事の配偶者、又は三親等以内の親族等、法人税法施行規則第2条の2第1項に掲げるその理事と特殊の関係にある理事の合計数は理事の総数の3分の1以下とする。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができ
- る。

第7章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは専務理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第8章 役員等に関する制限

(役員等に関する制限)

第33条 評議員、監事（以下役員等という）は、その役員等のうち親族関係を有するもの及び、相続税法施行令第33条第3項に定める特殊な関係があるものの数は、それぞれの役員等に占める割合が何れも3分の1以下でなければならない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

但し、第5条に規定する目的及び第10条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員会において議決に加わることができる評議員の4分の3以上の議決を経て、第5条に規定する目的を変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金)

第37条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。